

# 青森県報

号外第五十四号

平成三十年  
五月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)：一

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年五月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

### 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

第一条 公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第五号様式(第六条関係)

第 号  
年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

### 分割開票区の設置に係る特別の事情の届出について

何選挙について、下記のとおり分割開票区を設けることができる特別の事情があると認められる(消滅した、に重要な変更があった)ので、公職選挙法施行令第10条の2第1項の規定により届け出ます。

記

#### 1 開票区(分割開票区)に関する事項

##### (1) 設定(変更)前

開票区名	開票所設置場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
			人
			人
			人

##### (2) 設定(変更)後

開票区名	開票所設置(予定)場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
			人
			人
			人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 (消滅した)開票区を分けて設けることができる特別の事情(の重要な変更の内容)

第六号様式(第六条関係)

第 号

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

市 (町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

〃  
〃  
〃

数市町村合同開票区の設置に係る特別の事情の届出について

何選挙について、下記のとおり数市町村合同開票区を設けることができる特別の事情があると認められる(消滅した、に重要な変更があつた)ので、公職選挙法施行令第10条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 開票区(数市町村合同開票区)に関する事項

(1) 設定(変更)前

市町村名	開票区名	開票所設置場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人
				人

(2) 設定(変更)後

市町村名	開票区名	開票所設置(予定)場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人
				人

				計	人
--	--	--	--	---	---

<参考：数市町村合同開票区以外の区域>

市町村名	開票区名	開票所設置(予定)場所	区域	区域内の選挙人名簿登録者数
				人

備考 区域の概略図等必要な書面を添付すること。

2 (消滅した) 開票区を合わせて設けることができる特別の事情 (の重要な変更の内容)

第七号様式中「公職選挙法」を「 年 月 日執行の何選挙について「公職選挙法」に

分割開票区名 (数市町村合同開票区名) 開票区の区域 を

開票区名 区域 に改める。

第七号様式の二中「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」を「 年 月 日執行の何選挙について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」に

分割開票区名 (数市町村合同開票区名) 開票区の区域 を

開票区名 (変更後の開票区名) 区域 (変更後の区域) に改める。

第七号様式の三中

分割開票区名 (数市町村合同開票区名) 市町村の区域 (変更後の市町村の区域) を

開票区名 (変更後の開票区名) 区域 (変更後の区域) に改める。

第二条 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「及び知事」を、「知事及び県議会議員」に改め、同条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三百三十四条の二第二項中「第九条」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に改める。

第三百三十四条の三第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第三百三十四条の四中「ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）又は自動車使用等公営条例第十条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）を「ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は自動車使用等公営条例第十一条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）」に改める。

第三百三十四条の五第一項中「ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」を「ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に、「第十条」を「第十一条」に、「ポスター作成業者又はビラ作成業者」を「ビラ作成業者又はポスター作成業者」に改め、同条第三項中「ポスター作成証明書及びビラ作成証明書」を「ビラ作成証明書及びポスター作成証明書」に改める。

第三百三十四条の六第一項中「第十一条」を「第十二条」に、「ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」を「ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に、「ポスター作成業者又はビラ作成業者」を「ビラ作成業者又はポスター作成業者」に改める。

第四百二十二号様式中「衆議院小選挙区選出議員選挙」を「衆議院小選挙区選出議員選挙及び県議会議員選挙」に改める。

第百八十号様式の二その三を削り、同様式その二を同様式その三とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第百八十号様式の二（第三百三十四条の三関係）

その二

ビラ作成契約届出書

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 ⑮

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第百八十号様式の三その三を削り、同様式その二中「第8条」を「第12条」に改め、同様式を同様式その三とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第百八十号様式の三（第三百三十四条の三関係）

その二

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 ㊦

次のピラ作成枚数につき、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚
枚 数 計 (A + B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ピラ作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
  - 2 この申請書は、ピラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
  - 3 「前回までの累積枚数」には、他のピラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 第百八十号様式の四の三を削り、同様式の二五中「第8条」を「第12条」に改め、同様式を同様式の三と同一様式の前記次の二様式を加えます。
- 第百八十号様式の四 (第百三十四条の三関係)
- その二

確認番号 \_\_\_\_\_ ピラ作成枚数確認書

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のピラの作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第3号(第4号)に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊦

記

- 1 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)
  - 2 候補者の氏名
  - 3 確認枚数 枚
- 備考

- 1 この確認書は、ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

第百八十号様式の六の二を削り、同様式の二五を同様式の二と同一様式の前記次の二様式を加えます。

第百八十号様式の六 (第百三十四条の五関係)

その一

ピラ作成証明書

次のとおりピラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名 ④

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
  - 2 ビラ作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
  - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
  - 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
    - (1) 枚数
      - イ 青森県知事選挙 130,000枚
      - ロ 青森県議会議員選挙 16,000枚
    - (2) 限度額
      - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円51銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額
      - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
375,500円 + 5円2銭 × (当該作成枚数 - 50,000)
- 当該作成枚数  
= 単価・・・1銭未満の端数は切上げ  
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

第百八十号様式の七の三を削り、同様式名の二中「第8条」を「第12条」と改め、同様式を同様式名の三とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第百八十号様式の七(第百三十四条の六関係)

の二

請 求 書  
(ビラの作成)

年 月 日

青森県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人  
に於てはその代表者の氏名 ④

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日 執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名	
金融機関コード	支店コード	
預金種別	口座番号	
ふりがな		
口座名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額		基 準 限 度 額			
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B)=(C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D)×(E)=(F)
円	枚	円	円	枚	円

請 求 金 額			備 考
単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G)×(H)=(I)	
円	枚	円	

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円51銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$   
 当該作成枚数  
 …… 1銭未満の端数は切上げ
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

1 この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、告

示の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の公職選挙法等の施行等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭